

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第105期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	浅香工業株式会社
【英訳名】	ASAKA INDUSTRIAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠田 長秋
【本店の所在の場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区海山町2丁117番地
【電話番号】	(072)229-5137
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 藤田 敏雄
【縦覧に供する場所】	浅香工業株式会社東京支店 (さいたま市南区文蔵4丁目11番5号) 浅香工業株式会社名古屋支店 (愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 東京支店及び名古屋支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第1四半期 累計(会計)期間	第104期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	2,078,523	8,675,661
経常利益又は経常損失() (千円)	17,733	35,436
四半期純損失()又は当期純利益(千円)	45,135	18,913
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金(千円)	829,600	829,600
発行済株式総数(株)	10,370,800	10,370,800
純資産額(千円)	2,323,763	2,394,976
総資産額(千円)	5,785,333	5,494,974
1株当たり純資産額(円)	223.97	230.75
1株当たり四半期純損失() 又は当期純利益(円)	4.36	1.83
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	3.00
自己資本比率(%)	40.1	43.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	16,768	30,879
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	80,461	11,596
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	7,321	131,255
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	755,894	812,266
従業員数(人)	168	167

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が無いため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	168	(19)
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績は次のとおりであります。

品目別	生産高(千円)
ショベル類	244,261

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期会計期間の仕入実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目別	仕入高(千円)
アウトドア用品類	568,497
工事・農業用機器類	828,594
物流機器類	706,066
計	2,103,158

- (注) 1. 金額は平均販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社の製品(ショベル類)は受注見込による生産方法をとっております。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目別	販売高(千円)
製品	
ショベル類	221,662
商品	
アウトドア用品類	558,917
工事・農業用機器類	639,484
物流機器類	658,459
商品計	1,856,860
合計	2,078,523

- (注) 1. 当第1四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)
日本輸送機株式会社	332,685	16.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題の増幅が、国内金融市場にも大きな影響を与えるとともに、原油をはじめとする原材料の高騰が企業の景況感を圧迫させるなど景気の減速感が強くなっておりまいりました。

このような情勢下におきまして、当社は懸命の拡販策を採ってまいりましたが、当第1四半期会計期間は公共事業の縮小による需要の減少と、海外製品との価格競合もあって売上高は2,078百万円になりました。

利益面につきましては、コストの低減・諸経費の節減等、収益体質の強化に努めましたものの、売上高の減少が大きく影響し、営業損失として18百万円、経常損失として17百万円を計上することとなり、貸倒引当金繰入額53百万円を特別損失で計上したこともあって四半期純損失は45百万円となりました。

なお、品目別の業況は次のとおりであります。

(ショベル類)

国内向けにつきましては、積極的な販売活動を展開してまいりましたが、土木・建築関係の需要の減少と、海外製品との価格競合もあって売上高は183百万円となりました。

輸出につきましては、原材料の高騰に対応するため再度の価格調整を実施した関係で受注が減少し、売上高は37百万円となり、ショベル類全体といたしましては、売上高は221百万円となりました。

(アウトドア用品類)

安価な海外製品との競合を避け利益率の確保を重視した結果、利益率は向上したものの売上高は558百万円となりました。

(工事・農業用機器類)

新製品の投入等により拡販に努力いたしましたが、土木建築関連の需要の低迷に加え、専門店での受注不振が影響して、売上高は639百万円となりました。

(物流機器類)

鋼材等の高騰するなかで、企業間における熾烈な受注競合に拍車がかかり、売上高は658百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、仕入債務の増加による収入が317百万円となりましたが、売上債権の増加による支出及びたな卸資産の増加による支出と投資有価証券の取得による支出の合計が390百万円となりました結果、資金残高は前事業年度末より56百万円減少し、当第1四半期会計期間末には755百万円となりました。

また、当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、16百万円となりました。これは主に仕入債務の増加による収入が317百万円となったものの、売上債権の増加による支出及びたな卸資産の増加による支出の合計が306百万円となったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、80百万円となりました。これは主に投資有価証券の取得による支出84百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、7百万円となりました。これは主に短期借入金の純増額で66百万円となったものの、長期借入金の返済による支出及び配当金の支払額の合計が57百万円となったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株券等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。

当社株主の皆様が、その有する権利に関して、重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して、適切な判断を行うためには、大規模買付を行う者およびその集団（以下「大規模買付者」といいます。）からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が、必要不可欠なものであると考えます。十分な理解なくして、株主の皆様が、将来実現することのできる株主価値を的確に判断することはできず、また、当社の企業価値や株主共同の利益が害されると認められる場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが、当社の取締役としての責務であると考えております。そのため当社は、平成19年4月13日開催の取締役会において大規模買付行為への対応方針を決定し、その旨公表いたしました。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は大規模買付行為がなされた場合について、大規模買付者が、長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当、不明確であるなどの事情があるときは、企業価値および株主の共同の利益を損なうものと考えます。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きとして、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に十分な情報提供をすること、その後、当社取締役会がその買付行為を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとするルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。この大規模買付ルールが遵守されない場合、株主の皆様の利益を保護する目的で、対抗措置を講じること考えられ、当社としましても、この防衛策を導入すべきものと考えます。

具体的対抗策発動時に株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗策をとることがあります。

しかしながら、当該対抗策の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が、生じることは想定しておりません。

当社取締役会が、具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

特別委員会の設置

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断が、なされることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的ではなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、

(注) なお、当基本方針につきましては、平成19年6月28日に開催いたしました当社第103期定時株主総会において承認されております。基本方針等の詳細につきましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asaka-ind.co.jp>）の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」をご参照ください。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 財政状態の分析

以下の記載内容は前事業年度末と比較しております。

(流動資産)

現金及び預金は70百万円減少し829百万円となりました。受取手形及び売掛金は70百万円増加し1,692百万円となりました。また、商品は186百万円増加し1,053百万円となりました。その結果、流動資産の残高は202百万円増加し4,349百万円(前事業年度末は4,146百万円)となりました。

(固定資産)

有形固定資産は7百万円減少し440百万円となりました。これは設備維持更新等に9百万円を投資したものの、減価償却費等で16百万円減少したことによるものであります。投資有価証券は84百万円増加し622百万円となりました。その結果、固定資産の残高は87百万円増加し1,436百万円(前事業年度末は1,348百万円)となり、総資産合計は290百万円増加し5,785百万円(前事業年度末は5,494百万円)となりました。

(流動負債)

支払手形及び買掛金は319百万円増加し1,945百万円となりました。短期借入金は53百万円増加し985百万円となりました。その結果、流動負債の残高は391百万円増加し3,194百万円(前事業年度末は2,803百万円)となりました。

(固定負債)

長期借入金は16百万円減少し95百万円となりました。退職給付引当金は13百万円減少し118百万円となりました。その結果、固定負債の残高は30百万円減少し266百万円(前事業年度末は296百万円)となりました。

(純資産)

利益剰余金は76百万円減少し992百万円となりました。これは配当金の支払額31百万円と四半期純損失45百万円によるものであります。その結果、純資産合計は71百万円減少し2,323百万円(前事業年度末は2,394百万円)となりました。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,370,800	10,370,800	大阪証券取引所市場第二部	-
計	10,370,800	10,370,800	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年5月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(注)1、(注)2	1株あたり266円
新株予約権の行使期間	自平成18年6月15日 至平成23年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格268.86044円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。
新株予約権の行使の条件	1個に満たない新株予約権は、行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の発行後、毎月第1金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が金266円(以下「下限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が金1,066円(以下「上

限行使価額」という。但し、(注)2による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

2. 行使価額の調整

行使価額は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合には、次に定める算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割、無償割当て若しくは併合、又は、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

3. 割当株式数の調整

行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年6月30日		10,370,800		829,600		509,408

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,219,000	10,219	-
単元未満株式	普通株式 135,800	-	-
発行済株式総数	10,370,800	-	-
総株主の議決権	-	10,219	-

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 浅香工業株式会社	堺市堺区海山町2 丁117番地	16,000	-	16,000	0.15
計	-	16,000	-	16,000	0.15

(注) 当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)の自己株式数は20,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.19%)となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	191	210	205
最低(円)	184	182	188

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.1%
売上高基準	0.1%
利益基準	0.5%
利益剰余金基準	1.8%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	829,815	900,612
受取手形及び売掛金	1,692,443	1,621,751
商品	1,053,554	867,502
製品	221,589	215,550
原材料	92,587	86,937
仕掛品	19,743	18,919
貯蔵品	8,136	7,184
未収入金	342,059	359,720
その他	95,453	74,419
貸倒引当金	6,160	6,140
流動資産合計	4,349,224	4,146,458
固定資産		
有形固定資産	1 440,498	1 448,052
無形固定資産	14,607	15,366
投資その他の資産		
投資有価証券	622,921	538,762
その他	419,510	353,893
貸倒引当金	61,427	7,559
投資その他の資産合計	981,003	885,096
固定資産合計	1,436,109	1,348,515
資産合計	5,785,333	5,494,974
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,945,990	1,626,106
短期借入金	985,596	931,900
未払法人税等	4,994	10,100
賞与引当金	19,100	56,300
その他	239,096	178,739
流動負債合計	3,194,777	2,803,146
固定負債		
長期借入金	95,060	111,719
退職給付引当金	118,900	132,300
その他	52,832	52,832
固定負債合計	266,792	296,851
負債合計	3,461,570	3,099,997

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	829,600	829,600
資本剰余金	509,408	509,408
利益剰余金	992,729	1,068,927
自己株式	3,625	2,799
株主資本合計	2,328,111	2,405,136
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,892	7,879
繰延ヘッジ損益	2,176	8,001
評価・換算差額等合計	10,069	15,880
新株予約権	5,720	5,720
純資産合計	2,323,763	2,394,976
負債純資産合計	5,785,333	5,494,974

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	2,078,523
売上原価	1,587,165
売上総利益	491,358
販売費及び一般管理費	510,101
営業損失 ()	18,743
営業外収益	
受取配当金	5,809
その他	3,514
営業外収益合計	9,324
営業外費用	
支払利息	4,867
手形売却損	2,210
その他	1,236
営業外費用合計	8,314
経常損失 ()	17,733
特別損失	
貸倒引当金繰入額	53,968
税引前四半期純損失 ()	71,702
法人税、住民税及び事業税	2,000
法人税等調整額	28,567
法人税等合計	26,567
四半期純損失 ()	45,135

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	71,702
減価償却費	15,900
退職給付引当金の増減額(は減少)	13,400
賞与引当金の増減額(は減少)	37,200
貸倒引当金の増減額(は減少)	53,888
受取利息及び受取配当金	6,026
支払利息	4,867
売上債権の増減額(は増加)	107,000
たな卸資産の増減額(は増加)	199,516
仕入債務の増減額(は減少)	317,249
その他	63,228
小計	20,289
利息及び配当金の受取額	6,257
利息の支払額	4,956
法人税等の支払額	4,822
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,768
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	10,331
定期預金の払戻による収入	24,757
投資有価証券の取得による支出	84,181
有形固定資産の取得による支出	6,496
その他	4,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	80,461
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	66,000
長期借入金の返済による支出	28,963
自己株式の取得による支出	826
配当金の支払額	28,888
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,321
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	56,371
現金及び現金同等物の期首残高	812,266
現金及び現金同等物の四半期末残高	755,894

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)が当第1四半期会計期間から適用されたことに伴い、評価基準については、移動平均法による原価法から移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>(リース取引に関する会計基準等の適用)</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
たな卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前事業年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、または一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

項目	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産減価償却 累計額	2,067,071千円	2,057,832千円
2 受取手形割引高	531,053千円	462,382千円

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
	(千円)
従業員給料手当	167,535
貸倒引当金繰入額	240
賞与引当金繰入額	16,127
退職給付費用	11,379

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(千円)
現金及び預金勘定	829,815
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	73,920
現金及び現金同等物	<u>755,894</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,370,800株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 20,903株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 2,000,000株
新株予約権の四半期会計期間末残高 5,720千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	31,062	利益剰余金	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

5. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

区分	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	530,611	513,724	16,886
(2) 債券	82,710	81,966	744
(3) その他	22,849	27,170	4,320
計	636,171	622,861	13,310

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

当社は、ヘッジ会計を適用しているもの以外のデリバティブ取引はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 223円97銭	1株当たり純資産額 230円75銭

2. 1株当たり四半期純損失等

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失() 4円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失()(千円)	45,135
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	45,135
期中平均株式数(千株)	10,353
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純損失の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

浅香工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蔵口 康裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている浅香工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第105期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、浅香工業株式会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。